

令和 8 年 4 月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和 8 年 4 月 24 日（金）13 時 24 分開会

2. 場 所 双葉町役場 1 階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席 1 鶴沼 久江 委員 議席 2 井戸川 弘幸 委員 議席 3 大森 成広 委員

議席 4 山田 和男 委員 議席 5 木幡 治 委員 議席 6 林 和男 委員

議席 8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員 新川 敏造 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 澤畑 洸

7. 開会

（開会前に新任の澤畑主事よりあいさつ）

【中野事務局長】

只今より、双葉町農業委員会令和 8 年 4 月定例総会を開催いたします。会長からあいさ

つをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、ご苦勞様です。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日は、××地区でも除染が始まるようで、その資材置き場に関する農地法第5条第1項の規定による許可申請が1件、それから協議事項と報告事項がございます。皆さんにはいつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いしまして、あいさつといたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、志賀委員、そして中野推進委員より欠席のご連絡がありましたことを報告させていただきます。

それでは、会議規則第5条の規定により会長を議長として議事を進行いたします、よろしくをお願いします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより令和8年4月定例総会を開会いたします。

【澤上会長】

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。

事務局長。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

資料をおめくりいただいて、ご確認ください。

まず、3月23日、3月定例総会。双葉町役場1階大会議室、農業委員7名、農地利用最適化推進委員1名。そして中野と石井技査、森田副主査が出席しております。

4月14日、現地確認、こちら農地転用申請の関係で1件ございます。双葉町大字××地内で山田委員と事務局から中野、石井技査が確認を行っております。

以上です。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第 1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則の規定により、会長及び総会において定めた 2 名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

今回の議事録署名人には、2 番・井戸川委員、3 番・大森委員の両名を指名いたします。よろしくお願いします。

【澤上会長】

続きまして日程第 2、議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

ご覧ください。議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和 8 年 4 月 24 日提出。
双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、特定帰還居住区域での解体除染工事を施工するにあたり、その資機材及び伐採材仮置場として当該申請地を使用するため、当該申請地を一時転用するものでございます。ご覧ください。被設定人は、宮城県××市×××／××××氏、設定人は、双葉町大字×××／××××氏、双葉町大字×××××／××××氏、双葉町大字×××／××××氏の合計 3 名となります。

お戻りください。申請農地は、双葉町大字×××、×××の一部、×××、×××の合計 4 筆で、地目は×××のみが田で、ほかは全て畑、一時転用面積は合計×××㎡です。ここは非線引き区域の都市計画区域外に該当し、全て農振農用地区域です。

場所は、位置図、現況図。続いて、申請農地の全部事項証明書、公図がございます。

資料を戻っていただいて、ご覧ください。3 の転用計画ですが、(1) 転用の目的及び (2) 権利設定の理由としては、事業計画書の①のとおりです。(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日から 8 か月間としております。(4) 施設の概要ですが、利用計画平面図をご覧ください。

利用計画平面図では、伐採材置場、資材置場、通路等の記載、またそれぞれの面積が載っております。さらに詳細の方では、資材置場及び伐採材置場で実際に使用する計画図が示されております。

戻っていただきまして、4 の権利の種類については、賃貸借を設定するとしています。

おめくりいただいて、5 の資金計画については、工事費用約×××万円について、×××

×の資金で対応するとしています。6の被害防除措置について、資機材及び伐採材仮置場を使用するため、転用による土砂や雨水の流出はないとしています。また、隣接地及び周辺の農地につきましても影響がないように使用するとしています。

事業計画書をご覧ください。既に説明した内容は省略しますが、③の転用行為の妨げとなる権利についてはないとしており、④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、請戸川土地改良区から意見書を取得しております。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、使用後は資機材及び伐採材を全て撤去し、原形復旧後に地権者に引渡すこととしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、××××の資金状況を確認するものとして、銀行の残高証明書、そして履歴事項全部証明書、定款、各地権者様から転用する面積及び支払金額、工事請負契約書の表題部を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よりお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

以上になります。

【澤上会長】

本件については、山田委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【山田委員】

今月14日に事務局の方と現地を確認させていただきました。

場所について、支障となるような問題はございませんでした。

一点、気になったことがあります。地番×××における許可申請書の設定人と登記簿上の所有者が異なっておりました。

【澤上会長】

登記上は、×××だが、設定人は、×××になっていますね。

一時休議します。

(休議)

【澤上会長】

会議に戻します。

【中野事務局長】

使用許諾申請書も×××になっており、登記の内容と異なっているため、×××側の申請書の不備になります。

【榎内推進委員】

現場確認して本人に電話しないのか。

【澤上会長】

農地法5条の案件は電話しない。ただ、5条申請前の現場確認時に本人も同行すると思っていた。

【中野事務局長】

本来、行政書士が代理申請するところ、申請人の×××が直接対応したため、このような事態が起こってしまった。

本人の意思確認として、使用許諾申請書を添付していたが、承諾者が誤っていた。×××から使用許諾を受ける必要があります。

現状、×××からの了解がとれていないため、この案件は一旦取り下げさせ、次回に流させていただきます。

【澤上会長】

この案件は、次回に流させていただきます。

本日の議案審議は以上になります。

(13時 54分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長 澤上 榮

議事録署名人 井戸川 弘幸

議事録署名人 大森 成広